

第七十一回  
貴族院 關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

昭和十二年八月六日(金曜日)午前十時八  
分開會

○委員長(伯爵黒木三次君) 是ヨリ開會致シマス、本日大藏大臣ガ御忙シイノデ約十分位シカ御出デニナルコトガ出來ナイト云フ御話デゴザイマスカラ先ヅ大臣ニ對シテノ御質問ヲ此ノ際ナスシテ戴キタイト思ヒマス

○菅原通敬君 御忙シイ時ニアリマスカラ成ルベク簡單ニ申上ゲテ御答ヲ煩シタイト思ヒマス、大藏大臣ハ中央及地方ヲ通ジテノ稅制ノ根本整理ヲナサルト云フコトヲ御聲明ニナッテ居リマズガ、關稅制度ヲ確立サレルト云フコトニ付テノ御考ガアルヤ否ヤ、常ニ其ノ御用意ハアルコト思ヒマスガ、ドウ云フ御考デアルカ、一應伺シテ置キタイト思ヒマス、關稅制度ガ現在ニ於テモ確立シテ居ラストハ私ハ申上ゲマセヌガ、サリナガラ十分ソレガ整頓サレテ確立シテ居ルモノデアルトハ見ラレヌヤウデアルノデアリマス、其ノ爲ニ關稅ノ政策ト云フモノモ時時或ハ無方針ニ無制限ニ異動スルト云フヤウナ弊ガアルヤニ私ハ思シテ居ルノデアリマス、無論此ノ關稅政策ノ如キハ其ノ時ノ

内外ニ於ケル情勢ニ依ツテ或ハ右シ、或ハ左シナケレバナラヌコトモアリ、或ハ保守ニ傾キ、或ハ自由ニ傾クト云フヤウナコトモナケレバナライ、時ニ依リ物ニ依ツテ時々變改サルベキモノニアルトハ思ヒマスルガ、兎ニ角其ノ内ニハ一定ノ主義方針ト云フモノガナケレバナラナイト思フ、處ガ其ノ主義方針ハ近狀ニ照シテ見マスルト云フトドウモ透徹シテ居ラヌヤウニ思フ、例ヘテ申スト云フト、例ヘバ此ノ關稅法ノ改正ニシテモ、昨年前内閣ニ於テ提案サレタ目的ト云フモノハ今回現内閣ニ依ツテ提出サレタ關稅法ノ改正目的トハ其ノ目的ハ違ツテ居ル、一樣デアルトハ言ヘナイ、斯クノ如ク時々ニ方針ガ變ルヤウナコトデハ、政府ノ關稅政策ト云フモノハ何處ニ一體眞諦ガアルノデアルカト云フコトヲ國民トシテハ常ニ惑シテ居ルト私ハ思フ、昨日チヨット伺ヒマシタガ、例ヘバ輸出統制稅ノ如キ、前ノデアルトハ見ラレヌヤウデアルノデアリマス、其ノ爲ニ關稅ノ政策ト云フモノモ時内閣ニ於テハ極メテ力ヲ強メテ是ガ指導ヲモ出來ナイ、輸出補償制度ノ擴充モ出來ナイ、從ツテ貿易ノ進展ト云フヤウナコトヲ爲スベキ財源ヲ得ルコトガ出來ナイ、ドウシ

テモ之ヲ通サナケレバナラヌト云ツタヤウナ問題デアルノデアリマス、ソレガ此ノ内閣ニ於テハ何等ソレニ考慮セラレテ居ラナイト云フヤウナコトノ如キ、一體何處ニ原動的關稅政策ノ上ニ、或ハ關稅制度ノ上ニ主義方針ガアルノデアルト云フヤウナコトガモノガナケレバナラナイト思フ、モノハ相當變化致シテ居リテモ之ヲ確立スルコトニ付テノ御考ガアルカナイカ、豫テ大藏省ニハ關稅調査會ナルモノヲ開カレテ常ニ其ノ御調查ヲ爲サレルモノト云フコトヲ承ツテ居ルノデアリマス、必ズヤ其ノ邊ニ付テノ御用意ハアルモノ思ヒマスガ、如何ナ御考デゴザイマスカ、御伺ヒ致シマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 關稅ノ制度ニ付キマシテ只今御審議ヲ仰ギマスモノハ、只タルノデアルカト云フコトヲ國民トシテハノノミニ限リマシテ御審議ヲ仰グ次第デアタ、今御話ニモアリマシタ通り、產業ノ生産力ノ擴充、其ノ他大臣ノ御説キニナシタ財政經濟ノ、產業計畫ヲ實行セラル、意味ニリマス、從ヒマシテ只今菅原サンノ仰セノ如ク、茲ニ全體ノ關稅制度ニ關シマスル政策ノ明白ニ現レテ居リマセヌコトハ仰セノ、如クデアリマス、之ニ關シマシテハ相當一  
バ全面的ノ検討ヲ致シマシテ、サウ云フモノヲ成ルベク早イ機會ニ「御審議ヲ願ヒタリマス、申上ガル迄モアリマセヌガ、關稅ノ目的ト致シマスル所ノ國內產業ノ保護、經濟狀況ト云フモノハ相當變化致シテ居リマス、只今ノ内閣ニ於キマシテモ此ノ生產力ノ擴充ニ付キマシテ我ガ國並ニ溝洲ヲ通ジマスル具體的ノ計畫ヲ立テタイト云フコトヲ考ヘマシテ其ノ立案ニ著手致シテ居リマス、是等ハ關稅政策ニモ相當ノ影響ヲ持ツベキ事柄ト考ヘマス、サウ云フ風ナ產業政策ノ確立ト相俟ナマシテ關稅政策ニモ之ニ應ズル方針ヲ立テタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○菅原通敬君 御趣意ハ能ク了解致シマシタ、今御話ニモアリマシタ通り、產業ノ生

產力ノ擴充、其ノ他大臣ノ御説キニナシタ財

政經濟ノ、產業計畫ヲ實行セラル、意味ニ

於テモ所謂内鮮滿ワ「ブロック」トシテ計畫スルト云フコドニナラナケレバナラヌモノ

デアルト致シマスルト云フト、昨日カラモ

色々御質疑ガアツクノデアリマスルガ、溝洲

ニ對スル貿易上ノ關係、或ハ此ノ關稅ノ關

係ト云フヤウナモノニ付テハ、此ノ場合ド

ウシテモ急イデ御定メニナラナケレバナ  
ラヌノデアル、昨日茲ニ御提案ニナッタ大正

九年法律第五十三號中ノ改正法律案ト云フ  
ヤウナモノガ、何ノ爲ニコンナモノガ一體今

時分出テ來ナケレバナラヌカト云フコトヲ  
私共疑フ程ニ考テ居リマス、早クソソナヤ

ウナコトノ累ヒノナイヤウニ致シタイト思  
フ、ドウゾ精々御願ヒ致シマス

○子爵高橋是賢君 私ハ昨日御質問申上ゲ  
マシタノデアリマスガ、關稅定率法中改正

法律案ノ第七條ノ十二號デスガ、之ニ「酒  
精ノ製造ニ供スル原料」ト云フコトガ書イテ  
アリマスガ、是ハ政府ガ「アルコール」專賣  
ヲ爲サル上ニ必要トシテオ入レニナルモノ  
ト思ヒマスガ、是ハ如何ナル場合ニ輸入ヲ

爲サレルヤ、ソレヲ一應御返事ヲ承ッテカラ  
第二ノ質問ヲ申上ゲマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 是ハ特ニ國內ニ  
於キマシテ原料ノ得難イ場合、凶作ノヤウ  
ナ場合ニ限リマシテ之ヲ適用致ス積リデア  
リマス

○子爵高橋是賢君 其ノ凶作ト云フコトハ  
何處ニ目安ヲ置イテ居ルノデアリマセウカ  
○國務大臣(賀屋興宣君) 是ハ御説ノ如ク  
此處カラハ凶作デアルト云フコトハ、段々

此ノ原料ノ栽培ノ段別ノ増加シテ參リマシ

タル場合ニ、ハッキリ普通ノ收穫ハドレ位  
デアリマシテ、其ノ何割迄ガドウト云フコト  
ハ、是ハ今ノ仰セノヤウナ御趣旨デムヅカ  
シイノデアリマスガ、其ノ所要ノ原料ヲ大

體非常ニ得難イト云フ場合ニハ、所定ノ「ア  
ルコール」ノ製造ノ量ヲ充タスコトガ出來  
ナイ場合、デアリマシテ、原料政策上非常ニ

困ル場合デアリマシテ、此ノ原料作付段別  
共ノ他ノ製造量トハ何トシテモ非常ニ進シ  
デ居ル譯デアリマス、其ノ原料ノ非常ニ得

難イ場合、明白ニ茲ニ申上ゲル譯ニハ参リ  
マセヌ、デスガ、大體此ノ原料ノ供給ト云  
フコトヲ確保シタイ趣旨デアリマシテ、其  
ノ意味ニ於キマシテ其ノ都度考ヘタイト思  
ヒマス

○子爵高橋是賢君 諒承致シマシタ、ソコ  
デモウーツ伺ヒタイデスガ、若シサウ云フ  
御考デアルトスレバ、尙其ノ植付ノ獎勵ト  
カ收穫高ニ付テノ獎勵ト云フヤウナコトモ、  
是ト別途ニ御考ヘニナツテ居ラレルデセウ  
カ、サウ云フコトハ御考ヘニナラヌデセウ

カ  
○國務大臣(賀屋興宣君) 其ノ段別ノ如キ  
モノハ常ニソレニ應ジマシテ製造設備ノ方  
モ進ミ、從ツテ無水「アルコール」ノ混用等

ノ割合ニ付キマシテモ強制的ノ命令ヲシテ、  
ソレニ矢張リ相應ズル譯デアリマスカラ、

フコトハ、今度ハ外國ニ於テ其ノ報復ヲ受ケ  
マシテ、日本カラ輸出シマス物ニ對シテ、  
ガラ原産業的ノモノデアリマスカラ、常ニ豫

備ヲ置キマシテ多量ニ、耕作ノ方ヲ製造ニ

マスレバ、非常ナ過剩ガ出來マシテ農家ガ  
困ルト思ヒマス、大體其ノ割合ヲ相應ズル  
ヤウニ持ツテ行キタイト思ヒマス、前ニ不作

等ガ出來マシテ、普通ナラバ十分供給ガ出  
來ル場合ニ供給ガ特ニ不足スルト云フ、斯  
ウ云フ場合ヲ考ヘマシタ次第デアリマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 如何デゴザイ  
マスカ、產金ノ方ノ委員會カラ大臣ノ出席  
ヲ要求シテ參リマシタカラ、コチラハ極ク  
簡單ニ願ヒタイト思ヒマス

○大澤德太郎君 第六十九議會ダト存ジマ  
シタガ、關稅改正案ガ非常ニ廣汎ナ課目ニ  
瓦リマシテ出マシタガ、前議會ト云ヒ、本  
議會ト申シ極メテ少イ數品目ニ限定サレテ  
ノガアリマシタノデ、其ノ儘ノ提案ヘ致シマ  
セヌ次第デアリマシタ、供シ相當主要ナル

マスル關稅ノ改正案ニ付キマシテハ、其ノ中  
ニ尙検討ヲ致ス餘地モアルモノト思ハレルモ  
セス

○國務大臣(賀屋興宣君) 前々内閣ニ於キ  
部分モ今回ノ提案中ニハ入ツテ居ルト思ヒマ  
ス、全般ノ改正ニ付キマシテハ先程菅原サ  
ンノ御尋ノアリマシタ際ニ御答ヘ致シマシ  
タ如ク、產業ノ計畫ト關聯致シマシテ、其  
ノ全般ノ關稅ノ定率ノ檢討ヲ進メル積リデ

居リマス、尙仰セノ如ク餘リニ高率ノ保護

稅ヲ課シマシテ、外國ニ於キマシテモ其ノ

報復的ノ氣持ヲ加ヘマシテ、同様ノ方針ニ  
ナリマスルト通商ノ自由ヲ害スル、斯ウ云

主ニシテ御考ニナルコトハ當然ノコトデア  
リマスガ、餘リニ輸入關稅ヲ上ゲマスト云

フコトハ、終ヒニハ貿易ト云フモノガ餘程…  
伸張ドコロデナイ、却テ減退ヲ來スト云フ  
ヤウナ嫌ヒガナイカト存ジマス、ソレニ  
マスルト云フ嫌ヒガアルノデアリマス、コン  
ナ風ニ世界各國ガ段々關稅ヲ高クスルト言  
ヘバ、終ヒニハ貿易ト云フモノガ餘程…  
メルト云フ嫌ヒガアルノデアリマス、コン  
ナ風ニ世界各國ガ段々關稅ヲ高クスルト言  
ヘバ、終ヒニハ貿易ト云フモノガ餘程…  
マシテ、日本カラ輸出シマス物ニ對シテ、  
矢張リ同様同フデモ非常ニ關稅ノ障壁ヲ高  
マスレバ、非常ナ過剩ガ出來マシテ農家ガ  
困ルト思ヒマス、大體其ノ割合ヲ相應ズル  
ヤウニ持ツテ行キタイト思ヒマス、前ニ不作

等ガ出來マシテ、普通ナラバ十分供給ガ出  
來ル場合ニ供給ガ特ニ不足スルト云フ、斯  
ウ云フ場合ヲ考ヘマシタ次第デアリマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 如何デゴザイ  
マスカ、產金ノ方ノ委員會カラ大臣ノ出席  
ヲ要求シテ參リマシタカラ、コチラハ極ク  
簡單ニ願ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(賀屋興宣君) 前々内閣ニ於キ  
部分モ今回ノ提案中ニハ入ツテ居ルト思ヒマ  
ス、全般ノ改正ニ付キマシテハ先程菅原サ  
ンノ御尋ノアリマシタ際ニ御答ヘ致シマシ  
タ如ク、產業ノ計畫ト關聯致シマシテ、其  
ノ全般ノ關稅ノ定率ノ檢討ヲ進メル積リデ

居リマス、尙仰セノ如ク餘リニ高率ノ保護

稅ヲ課シマシテ、外國ニ於キマシテモ其ノ  
報復的ノ氣持ヲ加ヘマシテ、同様ノ方針ニ  
ナリマスルト通商ノ自由ヲ害スル、斯ウ云

フ御氣遣ヒハ誠ニ御尤ナ所デアリマス、大體ニ於キマシテ只今ノヤウナ通商障礙ノナ通商自由ニ相成リマスコトヲ、大體ノ方針ト致シテ居リマス、其ノ點ニ於キマシテハ出來ルダケコチラ側トシテハ其ノ態度ニ出タイト思ヒマス、併シナガラ世界ノ經濟界ニ於キマスル日本ノ力ト云フモノハ左程大キナモノデアリマセヌノアリマスルカラ、我ガ國ダケ進ンデ其ノ態度ニ出テ、相手方ガ其ノ態度ニ反スル場合モソレデ以テ押切ッテ行クト云フコトモナカ／＼參ラス所ガアリマス、從ヒマシテ場合ニ依リマシタラ其ノ邊ノ、只今御示ノヤウナ考慮ト其ノ保護、所謂兼合ヒデ品毎ニ考ヘマシテ決メル外ハナイカト存ジテ居リマス次第デゴザイマス

○佐々木八十八君 昨日來質問應答モ大分

デゴザイマシテ、私共ガ問ハムト欲スル所

ハ皆様ニ依ッテヨリ盡サレテアルヤウニ思

ヒマスノデ、餘リ拜承スルヤウナコトモナ

ヤウデアリマスガ、私ハ昨日他ノ委員會ニ出席ノ爲ニ中座致シマシタノデ、其ノ間ニドウ云フ御應答ガアツカ存ジマセヌカラ、私ガ只今御質問申上ゲルコトハ、或ハ重複シテ居ルカモ分リマセヌ、其ノ段前以テ斷テ置キマス、政府當局ノ御説明ニ依リ

フ御氣遣ヒハ誠ニ御尤ナ所デアリマス、大體ニ於キマシテ只今ノヤウナ通商障礙ノナ通商自由ニ相成リマスコトヲ、大體ノ方針ト致シテ居リマス、其ノ點ニ於キマシテハ出來ルダケコチラ側トシテハ其ノ態度ニ出タイト思ヒマス、併シナガラ世界ノ經濟界ニ於キマスル日本ノ力ト云フモノハ左程大キナモノデアリマセヌノアリマスルカラ、我ガ國ダケ進ンデ其ノ態度ニ出テ、相手方ガ其ノ態度ニ反スル場合モソレデ以テ押切ッテ行クト云フコトモナカ／＼參ラス所ガアリマス、從ヒマシテ場合ニ依リマシタラ其ノ邊ノ、只今御示ノヤウナ考慮ト其ノ保護、所謂兼合ヒデ品毎ニ考ヘマシテ決メル外ハナイカト存ジテ居リマス次第デゴザイマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 佐々木君ニチヨット申上ゲマスガ、大臣ハ急ガレテ居リマスガ、御質問ノ趣旨其ノ他ハ丁度燃料局ノ

局長ガ居ラレマスカラ、其ノ方カラノ御答

辯ヲ願ヒマシテ、大臣ハ退席サレタイト云

フコトデゴザイマスガ、ドウゾ其ノ御積リ

デ御願ヒ致シマス

○佐々木八十八君 私ノ質問ニ對シテ大臣

デナクテモ、大藏當局ナリ燃料局ノ方デシ

タラ、ソレデ私ハ十分デゴザイマス

○政府委員(竹内可吉君) 燃料關係ノ法案

ノ特別委員會デ詳細ハ御答ヘ申上ゲテ置キ

マシタガ、只今ノ御尋ノ點ダケ御答ヘ申上

ゲマス、當局ノ計畫ト致シマシテハ今後七

年間ニ一定ノ國產液體燃料ヲ以テ補給セム

トスルモノデゴザイマス、昭和十八年デ其

ノ期間ガ完成スル譯デゴザイマス

○佐々木八十八君 犀ニ大藏當局ノ仰セニ

マスト云フト、礦油關稅ノ定率ノ引上ハ齊

アリマスト云フト、該液化事業ヲ達成セム

ト云フコトデアリマシタガ、其ノ犠牲ノアリマスガ、其ノ液體代用燃料ガ完全ナル

成績ヲ擧ゲ得ルト云フ迄ニハ、幾何ノ歲月

コトデアリマセウカ、ソレヲ先ツ承ッテ置キ

タイト思ヒマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 佐々木君ニチヨット申上ゲマスガ、大臣ハ急ガレテ居リマスガ、御質問ノ趣旨其ノ他ハ丁度燃料局ノ

局長ガ居ラレマスカラ、其ノ方カラノ御答

辯ヲ願ヒマシテ、大臣ハ退席サレタイト云

フコトデゴザイマスガ、ドウゾ其ノ御積リ

デ御願ヒ致シマス

○佐々木八十八君 私ノ質問ニ對シテ大臣

デナクテモ、大藏當局ナリ燃料局ノ方デシ

タラ、ソレデ私ハ十分デゴザイマス

○政府委員(竹内可吉君) 燃料關係ノ法案

ノ特別委員會デ詳細ハ御答ヘ申上ゲテ置キ

マシタガ、只今ノ御尋ノ點ダケ御答ヘ申上

ゲマス、當局ノ計畫ト致シマシテハ今後七

年間ニ一定ノ國產液體燃料ヲ以テ補給セム

トスルモノデゴザイマス、昭和十八年デ其

ノ期間ガ完成スル譯デゴザイマス

○政府委員(竹内可吉君) 液體燃料ノ補給

國策ノ極メテ重要デアリマスコトハ、今此

處デ私ヨリ申上ゲル迄モナイト思フノデア

リマスルガ、何分ニ人造石油ノ生產費ハ

天然石油ト比較致シマスルト相當高價ニツ

デモ、最モ大ナル打擊ヲ蒙ル者ハ自動車運

輸業者デアリマスコトハ、昨日モ當委員會

ニ於テドナタカラカ御質問ナサレマシタ通

リデアリマス、其ノ自動車運輸業者ト申シ

マシテモ、地方團體ノ經營ノ「バス」事業及

大組織、大資本ノ法人經營ノ「バス」事業ハ

別ト致シマシテ、全國ニ於ケル「タクシー」

營業者ノ過半、否、大概ハ其ノ日稼ギノ憐

レナル勞役者デアリマスガ、故ニ斯カル人

人ニ對シテ如何ニ液體燃料ノ國策樹立トハ

申シナガラ、斯ク百數十萬人ニ餘ル彼等ノ家

族ガ、其ノ生活ヲ脅威サル、苦境窮状ハ自

動車部分品ノ關稅引上ト相俟テ更ニ重壓

ヲ加ヘルト云フガ如キハ廣義國防ノ國民

均等負擔ノ原則ニ悖ルモノデハアルマイ

カ、果シテ然ラバ只今、燃料局長官カラモ

御答辯ノアツカ液體代用燃料ガ市場ニ出現

スル時期、即チ今後七八年後ニ於テ關稅定

率ノ改正ノ實施ヲソレ迄、延期ナサル、ト

云フコトガ安當デハアルマイカト思フノデ

「フランス」等ト較ベマシテ、比較的低廉ナ

ノデゴザイマス、此ノ事情ガ今日迄人造石

油製造工業ノ確立ヲ困難ナラシメテ居ツタ

ト云フコトモ或ハ申上ゲテ宜シイノカト思  
フノデゴザイマス、旁、以チマシテ今後  
ニ於キマシテハ或程度ノ國民ガ負擔ニ堪ヘ  
ル程度ニ石油ノ價格ヲ高メルト云フコト  
ハ、真ニ是ハ已ムヲ得ナイコトデハナイカ  
ト考ヘテ居リマス、前回ニ御協賛ヲ得テ  
居リマス揮發油稅ノ如キモ、サウ云フ考カ  
ラ出發シタモノト思ハレマス、今回ノ礦油  
ノ關稅モ亦其ノ施設ノ一つノ具體策ニ實ハ  
過ギナインデゴザイマス、併シ斯様ニハ申  
シマスケレドモ、御話ノ如ク揮發油ノ一番  
需要致シマス所ノ、「タクシ」業者ノ急激  
ナル負擔ノ増加ト云フコトニ、付キマシテ  
ハ、是ハ又別ニ考ヲ廻ラサナケレバナラヌ  
モノガアリマスカラ、當局ニ於キマシテモ  
折角是方緩和ノ方法ヲ銳意考究中デゴザイ  
マシテ、御趣意ノヤウニ是等ノ人々ガ負擔  
ニ堪ヘナイト云フコトニナリマセヌヤウ  
○委員長(伯爵黒木三次君) チヨット佐々  
木君ニ御注意申上ゲマスガ、安場男爵カラ  
沖繩ノ黑糖ノ件ニ付キマシテ、農林當局及  
内務當局ノ御出席ヲ仰ギデ御説明ヲ願フト  
云フ手筈ニナツテ居リマシテ、今當局ノ方々  
ガ來テ居リマスノデ、出來得マスレバ今ノ  
御質問ハ安場男爵ニ暫時御許シ願ヘマセヌ

デセウカ

マス國費ト、砂糖其ノ他ノ産業ニ依ル沖繩

安場男爵カラアルノデ、ソレガ中斷ニナツテ  
居ルノデゴザイマスカ

○佐々木八十八君 砂糖ニ對スル御質問ガ  
マス

マス

○委員長(伯爵黒木三次君) 左様デゴザイ

マス

○佐々木八十八君 ソレデ引續イテ安場男  
爵ノ御質問ガアルノデスカ

○委員長(伯爵黒木三次君) エエ、ソレデ  
ソノ後貴方様ノハ……

○佐々木八十八君 宜シウゴザイマス、私

ハモウタント無イノデゴザイマスカラ……

○男爵安場保健君

ソレデ次ニ伺ヒマスノ

○佐々木八十八君 宜シウゴザイマス、私

ハモウタント無イノデゴザイマスカラ……

○男爵安場保健君 昨日御質問致シマシタ

ハ要スルニ今度ノ關稅改革ハ生活安定ト云

○佐々木八十八君 宜シウゴザイマス、私

ハモウタント無イノデゴザイマスカラ……

○男爵安場保健君 昨日御質問致シマシタ

ハモウタント無イノデゴザイマスカラ……

○佐々木八十八君 宜シウゴザイマス、私

ハモウタント無イノデゴザイマスカラ……

……

方デモ出來ルダケノ補助トカ、或ハ本年ノ

四月ノ十五日カラ未納稅移出迄モ認メルト  
スウ云フ制度ヲ沖繩製糖會社ニ取ツタノナ  
ドモ、間接ノ關係ヲ持ツテ居ルノデゴザイ  
リデゴザイマセウカ

マス、消費稅ノ上ゲラレタ關係カラ見マス

ガハツキリ分ツテ居リマセヌ、直グ御調べ  
相當其ノ當時ニ於テ砂糖ノ値段ニハ利益

ガアツタヤウデゴザイマス、今回ノ事件ハ男  
爵ノ御心配遊バサレルヤウニ、少シク値段

下ガリマシテ、打擊ヲ受ケタコトハ認メマ  
スルガ、只今ノ程度デハ値段ノ關係カラ見

カツクノデヤナイト思ヒマスノデ、重ネテ  
當局デモ御質問ノ要項ガ御擱ミニナリニク

……

○男爵安場保健君 内務當局ガ其ノコトヲ  
御相談下サレバ結構ダト思ヒマス

○委員長(伯爵黒木三次君) デハドウゾ佐々木君

○佐々木八十八君 私ハ次イデ關稅定率法  
中改正ニ關係致シマシテ御尋ネ申上ゲタイ  
ノハ、廣田内閣ニ於テ根本的關稅定率ノ改  
正ヲ御發表ニナリマシテ、ソレガ直チニ撤  
回ハナサレマシタケレドモ、其ノ後林内閣  
及現政府ニ於テ廣田内閣御發表ノ一部分ヲ  
御提案ニナリマシタガ故ニ、當該斯業者ノ  
中ニハ廣田内閣ノ馬場藏相カラ御發表ニ  
ナツタ關稅定率中改正ノ品目ヲ徐々ニ、或ハ  
何レノ時機ヲ問ハズ突如トシテ提案セラレ  
ルヤモ測リ知ルベカラズトノ杞憂、否、疑  
惑ヲ懷クモノガ少クナインデアリマス、ソ  
コデ御尋ネ申上ゲタイノハ廣田内閣ノ御發  
表ノ關稅率改正中ノ輸入稅番七十二號、革  
類ノ項目ニ對シテ近キ將來ニ於テ之ガ關  
稅率引上ゲラナサレマスル御考ヲ持ツテイ  
ラツシヤルカドウカ、ソレヲ承リタイノデゴ  
ザイマス、熟思ヒマスノニ國產保護ノ理由  
ト致シマシテ輸入防遏ヲナサレマスコトハ  
單ニ關稅ノ高低ノミニ依存スルモノデハナ  
イト存ジテ居リマス、關稅ノ引上ゲハ却テ  
國民日常生活必需品ノ騰貴ヲ招クバカリデ

ハナク只今大澤委員ガ仰セノ如ク通商各國  
カラノ報復關稅ヲ誘致スルノ惧レガアリマ  
シテ、今ヤ世界市場ニ進出致シツ、アリマ  
ス我ガ國產品ノ海外發展ヲ阻止スルヤウナ  
コトガ極メテ多ウカラウト斯様ニ思ッテ居  
リマス、之ニ對スル大藏當局ノ御說明ヲ伺  
ヒタインデアリマス

○政府委員(尾鶴將玄君) 只今ノ佐々木委  
員ニ御答ヘ申上ゲマス、革類ノ關稅改正ニ  
付キマシテハ尙將來篤ト考究致シマシテ適  
當ノ稅率ヲ課スルコトニ致シタイト存ジテ  
居リマス

○佐々木八十八君 私ノ御尋ネ致シマシタ  
ノハ、此ノ革類ニ對シテ近イ將來ニ於テ關  
稅率ノ引上ゲラ爲サルカ否ヤ、サウ云フ御  
考ヘデイラツシヤルカドウカト云フコトヲ  
御尋ネシタノデアリマス、モウ少シハッキリ  
置キタイノハ獨リ斯ク申ス私ノミデナク、  
國ヲ憂ヘル人々ノ等シク知ラムト欲スル所  
ト存ジマス、若シソレヲ此ノ席上ニ於テ承  
知スルコトガ出來マシタナラバ私ノ本懐ト  
スル所デアリマス

○政府委員(竹内可吉君) 石油ノ保有ハ國  
防上、國交上色々ナ微妙ナ點ガゴザイマス  
ノデ、現在ノ法令ノ適用サレテ居リマス情  
況ノ詳細ナコトハ、其ノ御答辯ヲ申上ゲマ

料ノ自給自足ノ國策樹立ニ關聯致シマシテ、  
石油業法中ノ保有義務ニ對スル運用ノ成績  
如何ト云フコトヲ先づ承テ置キタインデ  
アリマス、仄聞スル所ニ依リマスト云フト、  
其ノ保有義務ニ付キマシテ、或二三ノ外國  
系ノ大會社ノ我儘ニ對シ我ガ日本ノ法律  
ノ尊嚴ニ遺憾ナルコトガ往々アツカノヤウ  
デアリマスノデ、其ノ事實ノ真相ト顛末トヲ  
此ノ際承リタイト存ジマス、今ヤ重大時局  
ニ際會致シマシテ現在ノ保有量、保有量ト  
申シマスカ、保有場所ノ所在地ヲ承知シテ  
置キタイノハ獨リ斯ク申ス私ノミデナク、  
ウ云フ影響ヲ及スカト云フコトヲチヨット  
伺ッテ見タインデアリマス、先づ砂糖カラ申  
シマスト、此ノ間ノ關稅調查委員會ノ時ニ  
モ砂糖ハ六箇月間ノ定期取引ガアル爲ニ、  
六箇月間ノ先ニ賣買ガ行ハレテ居ルカラ、ド  
ウシテモ實施期間ガ六箇月後ニシテ戴キタ  
イト云フコトヲ希望スル向キガ大分アリマ  
シタガ、關稅ヘ即時施行ガ當リ前デスカラ、  
ソレヲ延長スルノハ間違テ居ルト云フヤ  
ウナ色々議論モアリマシタガ、幸ニ折衷ト  
申シマスカ、妥協ト申シマスカ、十月一日カ  
ラ施行ト云フコトニナツテ誠ニ結構デアリ  
マス、唯此ノ砂糖ニ定期取引ガアツカ爲ニ一

スル取扱方ニ付キマシテ委員長ト一應御相  
談申上ゲタイノデアリマス

○委員長(伯爵黒木三次君) ソレデハ速記  
〔速記中止〕

○佐々木八十八君 只今ノ御答辯ニ對シマ  
リマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 速記ヲ始メ  
テ止メテ……

○磯村豊太郎君 簡單ナコトデスガ私ハ今  
度ノ關稅改正ノ御案ハ非常ニ結構ナコトト  
思ヒマス、物價調整上多少遲カツト思フ位  
デスガ、唯承ッテ見タインコトハ輸入稅免除、  
殊ニ砂糖、紙、鐵ノヤウナ物ハ重要商品デ  
アリマスガ、之ガ免稅ニナツタ爲ニ物價ニド  
デアリマスノデ、其ノ事實ノ真相ト顛末トヲ  
此ノ際承リタイト存ジマス、今ヤ重大時局  
ニ際會致シマシテ現在ノ保有量、保有量ト  
申シマスカ、保有場所ノ所在地ヲ承知シテ  
置キタイノハ獨リ斯ク申ス私ノミデナク、  
ウ云フ影響ヲ及スカト云フコトヲチヨット  
伺ッテ見タインデアリマス、先づ砂糖カラ申  
シマスト、此ノ間ノ關稅調查委員會ノ時ニ  
モ砂糖ハ六箇月間ノ定期取引ガアル爲ニ、  
六箇月間ノ先ニ賣買ガ行ハレテ居ルカラ、ド  
ウシテモ實施期間ガ六箇月後ニシテ戴キタ  
イト云フコトヲ希望スル向キガ大分アリマ  
シタガ、關稅ヘ即時施行ガ當リ前デスカラ、  
ソレヲ延長スルノハ間違テ居ルト云フヤ  
ウナ色々議論モアリマシタガ、幸ニ折衷ト  
申シマスカ、妥協ト申シマスカ、十月一日カ  
ラ施行ト云フコトニナツテ誠ニ結構デアリ  
マス、唯此ノ砂糖ニ定期取引ガアツカ爲ニ一

圓三十何錢安クナルト云フノハ、實際砂糖ノ「マーケット・プライス」ガ「ジャバ」カラ出ル砂糖ニ免稅ガアル爲ニ、輸入ガアルト云フコトヲ恐レテノ下落デアルカ、或ハ聲デ下ッタノデアルカ、ソレカラ現在ドレ位入ッテ、此ノ免稅ノ爲ニ入りサウデアルカドウカ、ソレハ實際ノ「マーケット」ニ因ルカラ分リマセヌガ、安クスルト云フコトハ、詰リ輸入シ得ルト云フ虞ガアルカラ安クスルノデアラウト思フノデアリマスガ、安クナルト云フコトハ誠ニ物價調節、生活安定ト申シマスカ、非常ニ宜イ御提案ト思ヒマス、殊ニ日本ノ砂糖會社ハ相當良イ利潤ヲ得テ居リマスカラ、勿論苦情ハ出マイト思ヒマス、其ノ次ハ紙デスケレドモ、今私頂戴シマシタガ、衆議院デモ何カ紙ノコトニ付テ色々御議論ガアツテ、王子製紙ニ一億萬圓ノ利益ガアルトカナイトカ何貢カ續イテアリマシタガ、是ナゾハ紙ノ輸入稅ガナクナリマス爲ニ、紙ノ値段ガ下ルモノデセウカ、或ハ輸入デモ幾ラデモ出來ルヤウナ御見込ガアルノデセウカ、其ノ次ハ又鐵ノコトデスガ、鐵ノコトハ私餘リ伺フノハ好ミマセスケレドモ、是ハマア輸入稅ガスウナリマシテモ、兔ニ角鐵ト云フモノハ輸入稅ガアツテモナクテモ買ハナケレバナラヌモノデス

カラ、或數量ダケ要ルノデスカラ、或ハ悪クスルト輸入稅ダケ元ヲ高クスルコトニナル砂糖ニ免稅ガアル爲ニ、輸入ガアルト云フコトヲ恐レテノ下落デアルカ、或ハ聲デ下ッタノデアルカ、ソレカラ現在ドレ位入ッテ、此ノ免稅ノ爲ニ入りサウデアルカドウカ、ソレハ實際ノ「マーケット」ニ因ルカラ分リマセヌガ、安クスルト云フコトハ、詰リ輸入シ得ルト云フ虞ガアルカラ安クスルノデアラウト思フノデアリマスガ、安クナルト云フコトハ誠ニ物價調節、生活安定ト申シマスカ、非常ニ宜イ御提案ト思ヒマス、殊ニ日本ノ砂糖會社ハ相當良イ利潤ヲ得テ居リマスカラ、勿論苦情ハ出マイト思ヒマス、其ノ次ハ紙デスケレドモ、今私頂戴シマシタガ、衆議院デモ何カ紙ノコトニ付テ色々御議論ガアツテ、王子製紙ニ一億萬圓ノ利益ガアルトカナイトカ何貢カ續イテアリマシタガ、是ナゾハ紙ノ輸入稅ガナクナリマス爲ニ、紙ノ値段ガ下ルモノデセウカ、或ハ輸入デモ幾ラデモ出來ルヤウナ御見込ガアルノデセウカ、何カ御調ガアツラ承リタイ

○政府委員(太田正孝君) 砂糖ノ點ニ付キマシテハ、御示シノ定期ノ取引關係ガアルマシタガ、是ナゾハ紙ノ輸入稅ガナクナリマス爲ニ、紙ノ値段ガ下ルモノデセウカ、或ハ輸入デモ幾ラデモ出來ルヤウナ御見込ガアルノデセウカ、其ノ次ハ又鐵ノコトデスガ、鐵ノコトハ私餘リ伺フノハ好ミマセスケレドモ、是ハマア輸入稅ガスウナリマシテモ、兔ニ角鐵ト云フモノハ輸入稅ガアツテモナクテモ買ハナケレバナラヌモノデス

國カラ、百圓以上ノ鐵ハ七十何圓デ賣ッテ居ルノデスケレドモ、是ハ特殊ノ事情ガアリマスカラスウ安クナッテ居ルノデスガ、結局輸入稅ガ下ッタ爲ニ市價ガ幾ラカ安クナル、又現在入ラナカツタモノガ入ッテ來ルカ、或ハ輸入ノ數量ガ殖エルト云フヤウナコトノ爲ニ市價ガ安クナルト云フ御見込ハ詰リ砂糖トカ紙トカ、マア外ノ商品ハ小サインデスガ、砂糖、紙ナドニハドウ云フ一體影響ガアルノデセウカ、何カ御調ガアツラ承リタイ

○政府委員(太田正孝君) 砂糖ノ點ニ付キマシテハ、御示シノ定期ノ取引關係ガアルマシタガ、是ナゾハ紙ノ輸入稅ガナクナリカラト云フヤウナコトハ昨日申上げタ通リデゴザイマシテ、御案内ノ通リ今マデ關稅ト砂糖ノ値段ト云フモノノ關係ヲズット見テ來マスト、丁度マア關稅ダケ下駄ヲ履イ居リマスノデ、非常ナ物價ニ作用スルト迄ノ方ハ物價ニ影響スル點デアリマスガ、寧ロ供給不足ト云フ方が大キナ作用ニナッテガアルデセウカ、其ノ次ハ又鐵ノコトデスガ、鐵ノコトハ私餘リ伺フノハ好ミマセスケレドモ、是ハマア輸入稅ガスウナリマシテモ、兔ニ角鐵ト云フモノハ輸入稅ガアツテモナクテモ買ハナケレバナラヌモノデスモ、關稅ヲ低メルト云フコトガ砂糖ノ

市價ニ響クト云フコトハ、當然アリ得ルト思ヒマス、ソレカラ其ノ爲ニ「ジャバ」糖リハセヌカ、ドウナルカ分リマセヌケレドガ入ルカ、申上ゲル迄モナク今回三割五分モ多少輸入稅ノ關係上市價ガ下ッタト云フヤウニ承ツテ居ルノデアリマスガ、是モ今外國カラ、百圓以上ノ鐵ハ七十何圓デ賣ッテ居ルノデスケレドモ、是ハ特殊ノ事情ガアリマスカラスウ安クナッテ居ルノデスガ、結局輸入稅ガ下ッタ爲ニ市價ガ幾ラカ安クナル、又現在入ラナカツタモノガ入ッテ來ルカ、或ハ輸入ノ數量ガ殖エルト云フヤウナコトノ爲ニ市價ガ安クナルト云フ御見込ハ詰リ砂糖トカ紙トカ、マア外ノ商品ハ小サインデスガ、砂糖、紙ナドニハドウ云フ一體影響ガアルノデセウカ、何カ御調ガアツラ承リタイ

○政府委員(尾關將玄君) 新聞紙ハ仰セノ稅ノ時ニ申シマシタヤウニ、物價ノ關係ト兩方計ツテ居リマスガ、何ニ致シマシテモ此ノ方ハ物價ニ影響スル點デアリマスガ、寧ロ供給不足ト云フ方が大キナ作用ニナッテガアルデセウカ、其ノ次ハ又鐵ノコトデスガ、鐵ノコトハ私餘リ伺フノハ好ミマセスケレドモ、是ハマア輸入稅ガスウナリマシテモ、兔ニ角鐵ト云フモノハ輸入稅ガアツテモナクテモ買ハナケレバナラヌモノデス

○政府委員(尾關將玄君) 新聞紙ハ仰セノヤウニ輸入スル物ヨリモ、内地デ供給シテ居ルモノノ價ノ方ガ安クナッテ居リマス、但シ内地デ供給スルモノハ、内地ノ需要ノ全部ヲ満足スル程度ニ立至ツテ居リマセヌノデ、尙外國カラ輸入シテ居ル新聞社モアルノデゴザイマス、斯ウ云フモノニ對シマシテハ關稅ヲ引下ゲルト效果ガアルモノト思テ居ル次第デゴザイマス

○磯村豐太郎君 チヨツトモウ一應伺ヒマス、新聞紙ノ値段ハ、内地デ販賣シテ居ル

値段ト、餘程相違ガアリマスカ。

○政府委員(尾關將玄君) 内地デ賣渡シテ

居ル價格ハ、其ノ社ノ多少祕密ニ屬スルコトカト思ヒマスルノデ、ハッキリ申上ゲ兼ネマスガ、大體昨年ハ百斤ニ付一圓前後ノ差ガアルト思ッテ居リマス

○磯村豐太郎君 サウデスカ、ソレダケデ……

○政府委員(太田正孝君) 尤モ「ストック」

ノ……私輸入ヲシタコトモゴザイマンテ多

少經驗ヲ有ツテ居リマスガ、「ストック」デドノ

位持ツテ居ルトカ、或ハ金利ノ關係ナゾゴザ

イマスカラ、只今關稅課長ガ言ハレタ一圓

ト云フ開キモ、サウ云フ正確ノ計算ヲシタ

開キデハアリマセヌ、唯大摘要ニシテソソ

ナ所デハナカラウカト思ヒマス、ソレカラ

先程安場男爵ノ沖繩縣ノ費用ニ付テ、負擔

ト費用ノ關係ニ付テノ御質問デ、調べテ御

答ヘスルト云フコトデアリマシタガ、主計

局長茲ニ内務省ノ地方局長ニ御尋ね致シマ

シタ處ガ、國稅ノ方ト地方稅ノ方トアリマ

スノデ、是ハ支出ノ方ニ矢張リ兩方ニ掛ツテ

居リマスノデ、非常ナ緻密ナ計算ハナカナ

カ仕兼ネルノデアリマス、但シ御趣意ハ沖

繩縣ノ御方々ガ非常ニ負擔ガ重ク御困リニ

ナリ、且ツ産業關係ニ於テモ御苦勞ナサッ

テ居ルト云フコトハ篤ト承知シテ居リマス

ノデ、御趣意ノ點ハ砂糖ノ問題ニ付キマシ

テモ亦其ノ他ノ點ニ付キマシテモ、十分善

處スルヤウニ致シタイト思ヒマス、唯計數

ヲ國防費ヤ色々ナ關係ガゴザイマスノデ、

甚ダ失禮デゴザイマスガ、チヨット出來兼ネ

ルヂヤナイカトスウ思フノデゴザイマスガ、

御諒解ヲ願ヒタイト存ジマス

○男爵安場保健君 御話ノコトハ諒承致シ

マスガ、如何ニモ、沖繩ノ國費ガ必ズ是ハ

大藏省ヘ入ッテ、内地ヘ歸ツテ來ル金ニナリ

マスシ、向フヘ入ッテ行ク金ガ何ニモナイト

云フコトノ爲ニ、地方的ニ非常ナ問題ヲ前

年起シテ、經濟界ガ破綻ニ瀕シタノデアリ

マスカラ、十分御考慮ヲ願フコトト存ジマ

スルケレドモ、内務當局ニ於カレマシテモ、

亦十分御考慮アラムコトヲ希望致シマス

○稻畠勝太郎君 燃料ニ關聯シテチヨット

一言長官ニ伺ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 今是カラ祕密

會ニ入りマシテ説明ヲ致サレマスガ、其ノ

前ニナサイマスカ、後デ宜シウゴザイマス

如何デゴザイマセウ

○稻田勝太郎君 後デ宜シウゴザイマス、

ドチラデモ宜シウゴザイマスガ御都合

ゲテ置キタイト思ヒマス

○委員長(伯爵黒木三次君) 今はカラ祕密

會ニ入りマシテ、燃料局長官ノ佐々木君ノ

質問ニ關聯致シマシテ御説明ヲ願ハウト、

ス此ノ關稅問題ト云フモノハ產業ニ至大ノ

關係アルコトハ申ス迄モナイコトデアリマ

スガ、ドウモ此ノ關稅調查會ト云フモノハ

議院ノ中ノ委員會デモ同ジコトデスガ、ド

ス願ヘレバ其ノ方ガ結構デアリマスガ、其

構デアリマス、デハ是ヨリ祕密會ニ入りタ

ノ間ニ御質問ノ點ヲ御話下サイマシテモ結

構ヒマセヌ、但シ速記者、ソレカラ給仕、

ソレダケデ結構デアリマス

午前十一時二分祕密會ニ移ル

午前十一時三十五分祕密會ヲ終

○委員長(伯爵黒木三次君) デハ是ヨリ祕

密會ヲ閉ヂマシテ質疑ニ移リマス……別ニ

御質疑モナイヤウニ存ジマスルノデ討論ニ

入りタイト存ジマスガ、此ノ付託サレタル

諸問題ニ對シマシテ別ニ御反對ノ意思モ受

取レマセヌヤウデゴザイマスカラ討論ヲ省

略シテ直チニ表決ニ入りタイト存ジマスガ

如何デゴザイマセウ

○委員長(伯爵黒木三次君) ソレデハ直ナ

ニ表決ニ入りタイト存ジマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○磯村豊太郎君 チヨット一言希望ヲ申上

○磯村豊太郎君 此ノ案ニ付キマシテハ無

論問題ナク大贊成デアリマス、唯一言政府

ノ御當局ニ御願ヒ致シタイトコトガゴザイマ

ス此ノ關稅問題ト云フモノハ產業ニ至大ノ

關係アルコトハ申ス迄モナイコトデアリマ

スガ、ドウモ此ノ關稅調查會ト云フモノハ

議院ノ中ノ委員會デモ同ジコトデスガ、ド

ウモ委員トシテ研究ノ餘地ガナイヤウニ思

フ、通商擁護法ニ付テモ兩院ノ決議ヲ經ナ

イ關稅調查委員會ノ議決ヲ經ルト云フ、サ

ウ云フ大問題デモ委員會へ出テ見マスト政

府ノ御報告見タヤウニナツテ參考書類ヲ其

ウ云フ大問題デモ委員會へ出テ見マスト政

府ノ席デ御渡シニナツテ、サウシテドウカト云

フ、斯ウ云フ御話、此ノ間モ實ハソンナ話

ガアリマシタカラ意見ヲ申上げマシタノデ

スガ、餘程今度ハ機關ヲ大キクナサイマシ

テ民間ノ學識經驗者カラ十七人デスカ、總

計五十人、其ノ席ニ於テ幹事カラ十七人デスカ、總

說明ガアリマシタ、態々大阪カラモ、神戸

カラモ、名古屋カラモ此ノ酷暑ノ時ニ非常

ナ多忙ナ人ガヤツテ來テ一言モ言ハナイデ、

サウシテ三十分カ一時間拜聽シテ歸ツテシ

マフ、誠ニ殘念ニ思フノデス、關稅ノ此ノ

如何ニモ委員ヲ御殖シニナツタ趣意ニ悖ル

ノデハナイカト思ヒマス、此ノ委員會ニ於

キマシテモ矢張リ同ジコトデス、今度ハ臨

時議會ノ際デ已ムヲ得マセヌデセウケレド  
モ、關稅問題ニ付テハ鄭重ニ委員ガ審議シ  
得ルダケノ時ヲ御與ヘ願ヘマスマイカ、少

クトモ一日二日前ニ材料ヲ御出シニナッテ

研究シテ委員會ニ臨ムトカ、或ハ特別委員  
ヲ作ツテ研究スルトカ云フヤウナ、何カ一ツ  
御考ヘラ願フ譯ニハ行キマスマイカ、幹事  
會ノ時デモ或人ダケハ出席スルコトガ出來  
ナイト云フヤウナコトニ御研究願ヘナイモ  
ノデスカ、尤モ關稅ト云フモノハ大事ナコ

トデスカラ祕密ヲ漏ラセバ大變デスケレ

ドモ、併シサウ云フコトデアレバ調査會  
ハ要ラナイト思フ、唯御報告告見タヤウナコ  
トナラ……大分此ノ間參リマシタ人ノ中ニ  
モサウ云フヤウナコトヲ申シテ居ル人ガア  
リマシタ、來ル前ニ新聞デ拜見シタ、態々  
大阪神戸邊カラ出テ來ルノデスカラ、一日

二日デモ前ニ材料ヲ頂戴シテ研究スル時  
ヲ御與ヘ下サルコトガ出來マスレバ大變ニ  
好都合デスガ、太田次官ハ此ノ點ニ付テハ  
最モ御苦心デアルト思ヒマスガ、今少シ此  
ノ關稅問題ニ付テハ……

○菅原通敬君 今採決ヲナサッテ居ルノデ  
スカ

○委員長(伯爵黒木三次君) 今御希望ノコ

トガアルサウデスカラ……

○磯村豊太郎君 希望ヲ申上ゲテ賛成スル

ト云フコトデスガ、長過ギマスレバ此ノ程  
度デ……

○委員長(伯爵黒木三次君) デハ是ヨリ採

決ヲ致シマス、先づ本委員會ニ付議サレテ  
ルガ、其ノ中大正十二年勅令第百三十號ニ  
付テ承諾ヲ求ムル件デゴザイマスガ、承諾  
ヲ與ヘテ可ナリト云フ諸君ノ舉手ヲ望ミマ

ス

(總員舉手)

○委員長(伯爵黒木三次君) 滿場一致ト認

メマス、承諾ハ與ヘラレマシタ、次イデ他  
ノ五案ニ付キマシテハ、一括シテ表決ヲ致  
シタイト存ジマス、關稅定率法中改正法律  
案外四件ニ付テ贊成ノ諸君ノ舉手ヲ望ミマ

ス

(全員舉手)

○委員長(伯爵黒木三次君) 滿場一致ト認

メマス、是ニテ委員會ハ終リマシタ

午前十一時四十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵黒木 三次君

副委員長 男爵東郷 安君

農林省水產局長 三宅發士郎君

農林省工務局長 小島 新一君

燃料局長官 竹内 可吉君

子爵伊東一郎丸君

子爵裏松 友光君

子爵高橋 是賢君

山川 端夫君

男爵大藏 公望君

男爵安場 保健君

菅原 通敬君

稻畑勝太郎君

磯村豊太郎君

佐々木八十八君

大澤徳太郎君

山田仙之助君

水野甚次郎君

出光 佐三君

大藏大臣 賀屋 興宣君

政府委員

外務省通商局長 松嶋 麗夫君

内務省地方局長 坂 千秋君

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏參與官 中村三之丞君

農林參與官 助川啓四郎君

農林省農務局長 小濱 八彌君

大藏書記官 尾關 將玄君